

第5回八女市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年5月8日（木）午後2時

2. 開催場所 立花市民センター

3. 出席農業委員（19名）

1 番 中村 輝義	2 番 大坪 知美子	3 番 服部 正文
4 番 牛島 孝之	5 番 仁賀木 義文	6 番 池尻 律芳
8 番 塩塚 義治	9 番 樋口 重樹	11 番 國武 寛
13 番 仁田原 一太	15 番 田形 隆徳	16 番 大津 達喜
18 番 小川 哲朗	19 番 松本 敬介	20 番 井手 洋一
21 番 原 義博	22 番 丸林 京市	23 番 堤 正義
24 番 月足 靖彦		

4. 出席最適化推進委員（8名）

1 番 伊藤 正二	5 番 樋口 祐二	8 番 馬場 一登
11 番 大隈 弘志	12 番 上村 洋治	25 番 浅田 文男
36 番 野中 円三	45 番 二田 俊秀	

5. 欠席委員 農業委員（5名）

7 番 平井 照也	10 番 高山 和典	12 番 溝田 耕一
14 番 八田 久男	17 番 伊藤 正博	

6. 欠席委員 最適化推進委員（1名）

14 番 松延 清隆

7. 議事日程

第1 会議の成立

第2 議事録署名委員の指名

第3 議案の上程

第4 議案の審議

報告第 9号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について

議案第 23号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理について

議案第 24号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用
集積等促進計画の意見照会について

報告第 10号 農地法施行規則第53条の規定による届出について

議案第 25号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理について

議案第 26号 農地法第5条の規定による許可処分の変更について

議案第 27号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について

議案第 28号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他
事務の実施状況の公表及び令和7年度最適化活動の目標の設定等
について

8. 農業委員会事務局職員

局長 石橋 武 局長補佐 信國 美保子 書記 中園 隆一 書記 堀田 瑞
希 黒木支所 馬場 祐太 立花支所 中園 弘一 西原 佑美
上陽支所 松尾 誠 星野支所 松内 寛人 矢部支所 今里 翔太

9. 会議の概要（発言の内容については、その要旨を記載しており、個人情報に
関係すると思われる部分等については削除しています。）

議 長	皆様こんにちは。今日は非常に外は夏日に近い晴天でございます。 本日は令和7年度第5回農業委員会総会を開催いたしましたところ 委員各位には大変お忙しい中にご参集くださいまして誠にありがと うございました。ただいまより農業委員会総会を開会いたします。 日程 第1・会議の成立 只今の出席委員の数は農業委員<u>19名</u>、 農地利用最適化推進委員<u>8名</u>であります。 会議規則第6条の規定により、本日の会議は成立いたしました。 日程 第2・議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、18 番 小川 哲郎 委員、1番 中村 輝義 委員を本日の会議の 議事録署名委員に指名したいと思います。これにご異議ありま せんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので、そのように決定いたしました。 日程 第3・議案の上程を行います。 案件の朗読を事務局よりお願いいたします。 （案件朗読）
-----	--

事務局 議長 推進委員 1 番 議長	事務局朗読のとおり報告 2 件・議案 6 件を一括議題といたします。 1 ページをお願いします。 報告第 9 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について事務局より説明をお願いします。 ご説明いたします。農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告については 18 件です。総合計については、6 ページをご確認ください。 解約のあった土地 26 筆のうち田 18 筆、畑 8 筆、合計面積 31,405 m²です。 それぞれ合意解約で離作措置条件等はありません。添付書類も含め完備しておりましたので、会長専決により、書類を受理致しました。 説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますので質疑に留め審議を終わります。 7 ページをお願いします。 議案第 23 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書の処理について番号 1 番の説明を最適化推進委員 1 番をお願いします。 番号 1 番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の耕作利便による所有権移転売買の申請です。 地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。
--	--

推進委員 8 番 議 長 推進委員 8 番 議 長	(異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 2 番の説明を最適化推進委員 8 番お願いします。 番号 2 番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、 譲り受け人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。 地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 3 番の説明を最適化推進委員 8 番お願いします。 番号 3 番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、 譲り受け人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。 地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 4 番の説明を農業委員 6 番お願いします。
---	---

農業委員 6 番	番号 4 番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 5 番の説明を最適化推進委員 2 5 番お願いします。
推進委員 2 5 番	番号 5 番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 6 番の説明を農業委員 1 番お願いします。
農業委員 1 番	番号 6 番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。

議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 7 番の説明を事務局よりお願いします。
事務局	番号 7 番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、 譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 8 番の説明を最適化推進委員 4 5 番お願いします。
推進委員 4 5 番	番号 8 番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、 譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

農業委員 13番 議 長 農業委員 18番 議 長	(異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号9番の説明を農業委員13番お願いします。 番号9番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、 譲り受け人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。 地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号10番の説明を農業委員18番お願いします。 番号10番についてご説明いたします。譲り渡し人の子への贈与 と、譲り受け人の親より受贈による所有権移転贈与の申請です。 地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号11番の説明を農業委員13番お願いします。
---	---

農業委員 13番	番号11番についてご説明いたします。譲り渡し人の子への贈与と、譲り受け人の親より受贈による所有権移転贈与の申請です。
議長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 10ページをお願いします。 議案第24号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の意見照会について説明をお願いします。
事務局 議長	ご説明いたします。本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、八女市が作成した農用地利用集積等促進計画について、八女市長から本委員会に対して意見を求められているものでございます。 今回、福岡県農業振興推進機構が中間管理権を取得し、農業者等に所有権移転する件数は3件です。 番号1番、こちらを売買により所有権移転されるものです。 番号2番、こちらを売買により所有権移転されるものです。 番号3番、こちらを売買により所有権移転されるものです。 以上でございます。 事務局の説明が終わりました。質疑を行います。

事務局	質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 11 ページをお願いします。 報告第10号 農地法施行規則第53条の規定による届出について番号1番の説明をお願いします。 番号1番についてご報告いたします。認定電気通信事業者が、有線電気通信のための線路、中継施設等を設置する際に転用する場合は、農地法施行規則第53条により、農地の転用のための権利移動の制限が除外されます。 これにより農業委員会は、事業者からの届を受理することとなっております。 申請地は、黒木小学校から西へ約200mの場所に位置する農地で、この土地の一部を貸借されるものです。 以上でございます。
議長	説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでございますので質疑にとどめ審議を終わります。 12 ページをお願いします。 議案第25号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理について番号1番の農地区分の説明をお願いします。
事務局	農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた農地であり、第3種農地と判断します。

議 長	続いて事務局より説明をお願いします。
事務局	番号 1 番についてご説明いたします。申請地は、国道 3 号本村北信号の近くにありすパチンコビーム八女の駐車場の東隣の農地です。（議案書朗読）この土地を共同住宅用地として利用するための申請です。隣接する農地はありません。水利の承諾もとれており、問題はないと思います。
議 長	現地調査の報告を最適化推進委員 1 2 番をお願いします。
推進委員 1 2 番	4 月 2 4 日に現地調査を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽で処理され、雨水とともに西側水路へ排水されます。周辺農地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。
議 長	説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号 2 番の農地区分の説明をお願いします。
事務局	農地の区分は、おおむね 1 0 h a 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第 1 種農地と判断します。第 1 種農地は原則不許可ですが、住宅その他の申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものですので、農地の区分と転用目的は問題ないと考

	えます。
議 長	続いて農業委員 8 番説明をお願いします。
農業委員 8 番	番号 2 番についてご説明いたします。申請地は、八女市立筑南小学校から南へ約 6 3 0 メートルに位置する農地です。（議案書朗読）この土地を農業用倉庫及び通路用地として使用するための申請です。隣接農地の同意があり、水利の承諾も得られております。
議 長	現地調査の報告を最適化推進委員 3 6 番お願いします。
推進委員 3 6 番	4 月 2 5 日に現地調査を行った結果、生活雑排水は農業用倉庫及び通路の計画であり、発生しません。また、雨水は自然流下により北側の水路へ排水する計画です。なお、隣接地への影響等、特段問題はないと確認しております。
議 長	はい、この案件は始末書が添えられておりますので説明をお願いします。
事務局	本件は無届で着工し転用されていたものでしたが、市により発見後、行政指導を行った後に始末書添付のうえ、許可申請書の提出を受けたものです。 今回の無断転用につきましては、転用者が農地法などの法令に対して理解をされていなかったことが原因でした。 市より、転用者に対しまして、当該農地の事前調査を行った後、転用に至った経緯等を聞き取り、県の筑後農林事務所とも連絡・協議をしたうえで、速やかに始末書を提出のうえ、農地法第 4 条の申請を行うよう指導いたしました。 次に、提出された始末書の要旨をご報告いたします。

	申請土地について、この度農地法第4条の申請をしておりますが、農地法の許可を受けずに令和4年3月頃より農業用倉庫及び通路用地として使用していました。 本来なら、転用許可を受け使用すべきでありましたが、農地法に対する認識不足によりこのような結果をまねいてしまいました。 今後は、農地法を遵守しこのような違反行為をしないよう十分注意いたしますので、申請を許可くださいますようお願いいたしますとの内容でした。
議 長	地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。はい、牛島委員。
農業委員 4 番	この土地について農振農用地なのか確認お願いします。
事務局	はいお答えいたします。こちら農振農用地、青地でございました。ですのでその除外の手続きをしたうえで、それが完了した後にこの転用許可の申請をしていただいております。
議 長	よろしいですか。農振除外出来ているって事ですね。はい分かりました。ほかにございますでしょうか。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 それでは13ページをお願いします。 議案第26号 農地法第5条の規定による許可処分の変更につ

事務局	いて農地区分の説明をお願いします。 農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた農地であり、第3種農地と判断します。
議 長	続いて最適化推進委員1番説明をお願いします。
推進委員 1 番	番号1番についてご説明いたします。申請地は、福岡法務局八女市局より南西へ100メートルほど進んだ農地です。（議案書朗読）当初計画では、譲り渡し人が同住所に住む譲り受け人と使用貸借で専用住宅用地として利用する計画でした。今回の計画変更では、使用貸借から贈与という形での所有権移転とし、居住スペースもあわせて変更する計画です。なお、住宅の建築面積に大きな変更はございません。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれており、問題はないと思います。
議 長	現地調査の報告を農業委員6番をお願いします。
農業委員 6 番	4月24日に現地確認を行った結果、生活雑排水は公共下水道で処理され、雨水は北西側側溝へ放流される計画です。特段問題はないと確認しております。
議 長	地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）

	異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号２番の農地区分の説明をお願いします。
事務局	農地の区分は、宅地化の状況からみて市街化が見込まれる区域内にある農地であって、第２種農地と判断します。
議 長	続いて農業委員１６番説明をお願いします。
農業委員 １６番	番号２番についてご説明いたします。申請地は、みさき学園区学童保育所の北隣にある農地です。（議案書朗読）当初計画では建売住宅１戸として利用する計画でした。今回の計画変更では、近隣の住環境の変化により個人宅として売りにくくなったことと、近隣住民から駐車場として借りたいという要望がでたところから、貸駐車場として利用する計画です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれており、問題はないと思います。
議 長	現地調査の報告を農業委員６番お願いします。
農業委員 ６番	４月２４日に現地確認を行った結果、生活雑排水は発生しません。雨水は自然流下です。特段問題はないと確認しております。
議 長	地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）

事務局	異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 15ページをお願いします。 議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について番号1番の農地区分の説明をお願いします。
議 長	農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた農地であり、第3種農地と判断します。
農業委員 4 番	続いて農業委員4番説明をお願いします。
農業委員 4 番	番号1番についてご説明いたします。申請地は、下津江公民館を北西へ150メートルほど進んだ農地です。（議案書朗読）この土地を譲り受けられて専用住宅用地として利用するための申請です。隣接する農地はありません。水利の承諾はとれており、問題はないと思います。
議 長	現地調査の報告を最適化推進委員11番お願いします。
推進委員 1 1 番	4月24日に現地調査を行った結果、生活雑排水は合併処理浄化槽で処理され、雨水は東側側溝へ排水されます。隣接農地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。
議 長	地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）

事務局	異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号２番の農地区分の説明をお願いします。 ご説明の前に間違いがございましたので訂正をお願いします。２番の申請事由の非農地面積と全体計画面積の積の漢字が種になっておりますのでこれを積に訂正をお願いします。申し訳ありませんでした。農地の区分は、市街地等で宅地化が一定程度に達している区域内にある農地であって、第３種農地と判断します。
議 長	続いて最適化推進委員５番説明をお願いします。
推進委員 ５番	番号２番についてご説明いたします。申請地は、八女市酒井田にあるたにがわ亭の北隣の農地です。（議案書朗読）この土地を売買で譲り受けられて従業員の駐車場として利用するための申請です。隣接する農地はありません。水利の承諾はとれており、問題はないと思います。
議 長	現地調査の報告を農業委員４番お願いします。
農業委員 ４番	４月２４日に現地調査を行った結果、生活雑排水は発生しません。雨水については、自然流下です。隣接農地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。
議 長	地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。

	(異議なしの声あり) 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号３番の農地区分の説明をお願いします。
事務局	農地の区分は、第３種農地と判断します。内容は２番と同じです。
議 長	続いて案件の説明をお願いします。
事務局	番号３番についてご説明いたします。申請地は、八女市岡山球場を北東へ６０メートルほど進んだ農地です。（議案書朗読）この土地を譲り受けられて専用住宅用地として利用するための申請です。隣接する農地はありません。水利の承諾はとれており、問題はないと思います。
議 長	現地調査の報告を最適化推進委員１１番をお願いします。
推進委員 １１番	４月２４日に現地調査を行った結果、生活雑排水は公共下水道で処理され、雨水は北西側側溝へ排水されます。隣接する農地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。
議 長	説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)

事務局	異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 16ページをお願いします。 議案第28号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表及び令和7年度最適化活動の目標の設定等について説明をお願いします。 ご説明いたします。別添の資料をご覧ください。令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表をお願いします。農業委員会は農業委員等に関する法律第6条第2項の規定により、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地の利用の最適化の推進に係る活動を実施することとされておりまして、その活動の透明性を確保するため法第37条の規定により、農地等の最適化の推進の状況、その他農業委員会における事務の実施状況について公表しなければならないとされています。 まず1ページでございます。こちらは令和6年4月1日時点の農業委員会の状況でございます。 2農家・農地等の概要でございます。経営体数、農業者数等につきましては直近の2020年の農林業センサスの数値でございます。 総農家数は3,614、それから基幹的農業従事者数は4,093でございます。基幹的農業従事者数につきましては、農業就労人口のうち普段農業をされている方となります。次に耕地面積となります。こちらは令和5年の耕地及び作付け面積統計に基づいて記入させていただいております。これは国が毎年調査を行っているものでございます。田・畑合計面積が6,340haでございます。 次に2ページをお願いします。こちらは最適化活動の実施状況でございます。 ③実績をご覧ください。今年度の新規集積面積は0haとなっております。こちらは実際には新規で集積された面積というのは、認定農業者などの担い手には、53haほどありますけれど、これま
-----	--

での集積面積との差がありませんでしたので、ここは0になっておりますが、例えば解約をされたり、農業を辞められたりして面積が減っている、その差し引きとなりますので0ということで記載しております。今年度末の集積面積は2,577haでございます。目標に対する達成状況につきましては、93.7%となりました。

次に(2)遊休農地の発生防止・解消でございます。目標に対する実績は3ページの③実績をご覧ください。

5年間の目標が毎年3.4haを解消することとなっておりますので、昨年度は2ha解消しておりましたので目標に対する達成状況は58.8%でございます。

次に④をご覧ください。こちらは委員の皆様からパトロールをしていただいた結果でございます。一度3月に報告いたしておりました重複いたしますが、農地利用状況の調査で、一号遊休農地の面積は482.5haこちら内訳は緑区分と黄色区分で記載の通りでございます。

次に(3)新規参入の促進でございます。こちらは毎年新規参入者が10経営体ほどありますけれども、目標としておりましたのが権利移動の面積の1/10ぐらいは新規参入者へ貸付するために公表することとしておりました。4ページに実績を載せております。新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積でございます。こちらは37.9haでございます。具体的には農地銀行等で貸し手を探してあるところを公表しておりますのでその数値でございます。

それから参考になりますけれども新規参入者の参入状況でございます。参入経営体数は14経営体でございます。この14経営体というのは新規就農者となりますけれども、この定義につきましては就農計画を新規でたてられて市や関係機関で審査をいたしまして、認定新規就農者というのを認定しております。この方は国の経営開始資金を受給されて経営を開始されるのですけれども、この認められた新規就農者の方が14名できたということでございます。この方々が取得をされた農地面積が7.2haという結果でございました。この新規の14経営体の中には全く新規の方と親元就農の方が含まれております。14経営体のうち6経営体が親元就農であったということでございます。

次に2番の最適化活動の活動目標でございます。こちらは委員の皆様方の毎月の活動につきまして月8日ほど活動していただきたいということで目標を定めておる部分でございます。それから活動の強化月間として3回以上は定めないとけないという事で制度で決まっております、4回ですね、8、9、10月と3月が農地の集積という事でまとめをしていただくという事でしております。実績につきましてですが予定通り農地パトロールも月間あわせまして4回ということで達成しておりますので実績につきましても4回という事で記載させていただいております。これを制度上でございますが、次の5ページになります。制度上評価点がありまして、点数にあてはめますと実績の②でございますが、目標の達成状況の評語があります。目標に対して期待を上回る結果が得られたということで評価点をいただいております。6年度の実施状況につきまして6ページをお願いします。

こちらは事務局の実施状況でございます。毎月一度総会を行いました。それから農地法3条に基づく許可事務188件許可をしております。それから農地転用に関する事務につきましては78件そして違反転用の対応ですけれども、委員の皆様には御協力いただきまして都度指導をしていただいておりますので、県の方に報告するような違反転用がございませんでしたので0という事でさせていただきます。

次に令和7年度の最適化活動の目標の設定等でございます。こちらにつきまして1ページになりますが、農業委員会の状況につきましては最新の農業センサスが2020年でございますので、農家数や現在の体制等も特段数値は変えておりません。認定農業者につきましては市の方で調査しております、674経営体ということで変わっております。耕地面積につきましては、こちら最新の令和6年の耕地及び作付け面積統計に基づいて記入をさせていただきますので、昨年より少なくなっております、6,280haとなっております。この6,280haに対して次の2ページで目標を掲げさせていただきます。国の目標は5年間で担い手等への集積率を80%にしろという事でございます。ただ八女市におきましては出来ないような目標を立ててもですね、耕作放棄地もおおございますので過去の5年間の平均を目標とさせていただきます。今年度の新規集積面積の

議 長	目標は120haでございます。目標の集積率は42.9%としております。 それから(2)遊休農地の解消でございます。こちらにつきましては令和3年度を基準に解消していく遊休農地の面積でございますので昨年と変わっておりません。3.4haを目標とさせていただきます。 次に3ページでございます。(3)新規参入の促進でございます。こちらにつきましては6年度14経営体7.2haでございました。目標につきましては権利移動面積の4.5.6年度の平均が162haでございます。これの1/10以上を目標にすることが定められておりますので1/10相当の17haを公表するという事で目標を掲げております。 次に2番最適化活動の活動目標でございます。こちらは昨年と同様でございます。月8日間活動をお願いします。これは何時間という事でもなくて数分でも活動という事になりますのでどうぞよろしくお願いいたします。それから活動の月間は、今回は農業委員さん、推進委員さんの活動ということで8月から10月までの農地パトロール月間を設定回数とさせていただいております。 次に新規参入相談会の参加回数につきましては、目標を1回ということで定めさせていただいております。本年度の目標につきましては以上でございます。 はい説明が終わりましたが、なにか質疑、ご意見はございますか。質疑を終結します。まあ、さらに詳しく知りたい方は局長や事務局にお尋ねください。では質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 以上で議案の審議は全て終了いたしました。 これをもって本日の会議を終了いたします。 お疲れ様でした。
-----	---

(閉会宣言 1 4 時 5 2 分)

令和 7 年 5 月 8 日

議 長 月 足 靖 彦

1 8 番 小 川 哲 郎

1 番 中 村 輝 義